

# 事故報告の概要について



令和 4年2月15日  
水戸市福祉部介護保険課

# 事業者による事故報告の方法

事業所の所在地が水戸市である者及び利用者の保険者が本市である者がサービス利用中に事故が発生した場合は、水戸市に報告をしなければならない。

- 報告対象となる事故が発生した場合は、速やかに（遅くとも3日以内に）事故発生連絡票を必ず提出する。
- 死亡事故，感染症の集団感染，虐待，火災等重篤な事故が発生した場合は，直ちに水戸市介護保険課に対し電話連絡をする。

# 事故報告の対象となる事例

## (1) サービス提供中の利用者に係る事故

- ①死亡事故      ②負傷事故, 誤嚥事故及び異食事故
- ③誤薬事故, 時間又は量の誤り及び与薬もれ等の事故
- ④失踪事故      ⑤交通事故

(2) 施設, 事業所における感染防止の観点から対策が必要な疾患であって, 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に対する法律 (平成10年法律第114号) 第6条に定める感染症, 食中毒又はかいせんの発生が認められた事故

# 事故報告の対象となる事例

(3) 介護サービスに関わる従業者等の不祥事（利用者の保有する金品の横領・窃盗・損壊・焼失，個人情報紛失・流出等をいう），高齢者の虐待又はそれが疑われる事例，外部者の犯罪，火災・震災・風水害等の災害等が発生した場合で，利用者の処遇に影響のある事故

(4) 上記に掲げるものの他，利用者又は家族から苦情が出ている場合等で市長が報告する必要があると認める事故

# 介護保険サービス事業者における

## 事故報告集計について

水戸市では、ホームページにて介護保険サービス事業者から報告のあった事故について集計・検証した結果を公表している。

### ●主旨

事故報告書を集計・検証することにより、事故に伴う課題の解消及び再発防止に資することを目的とする。

# 介護保険サービス事業者における

## 事故報告集計について

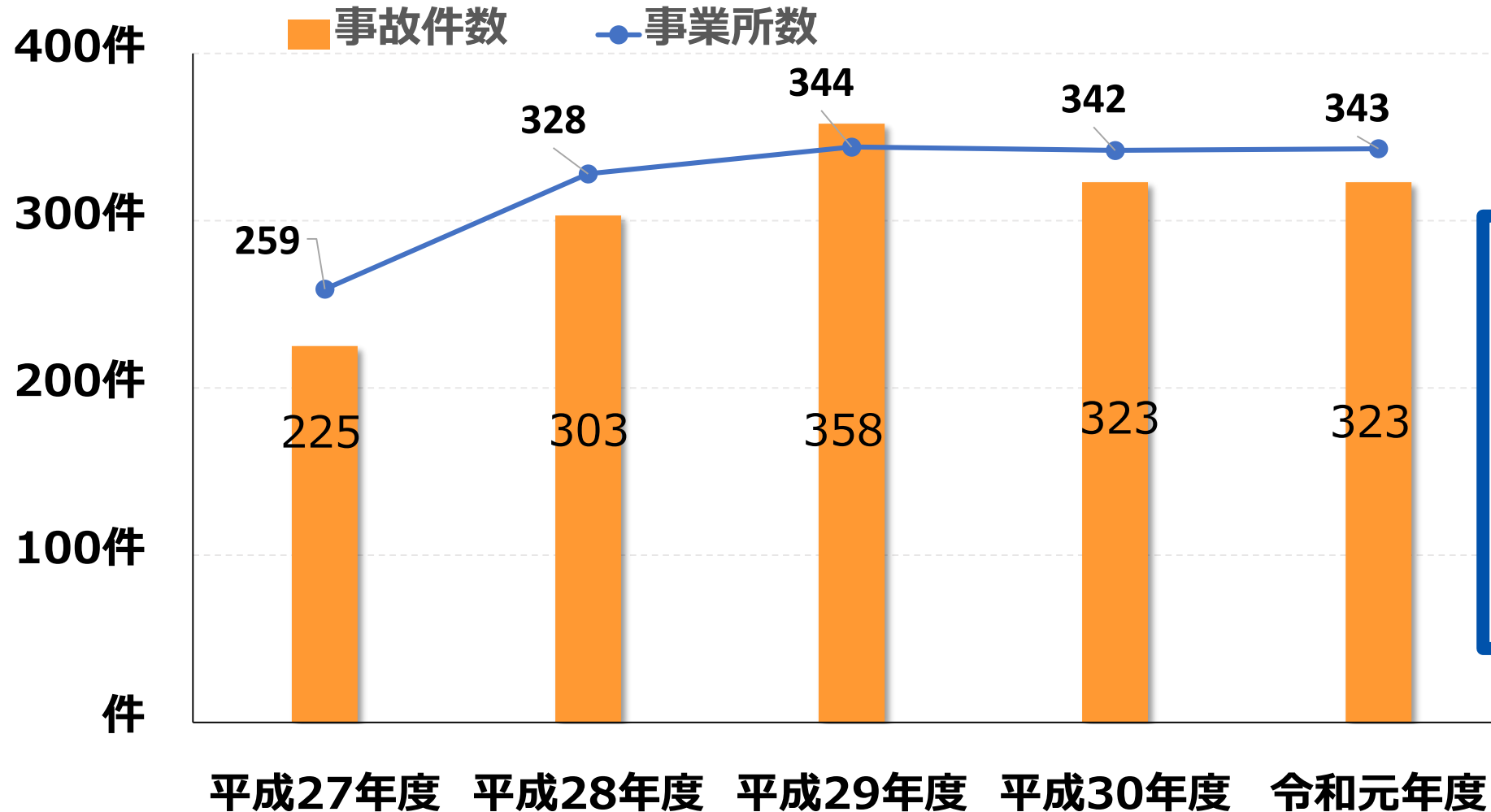
### ● 対象となる事故

平成27年度から令和元年度までに介護保険サービス事業者から報告のあった事故

### ● 対象事業所等

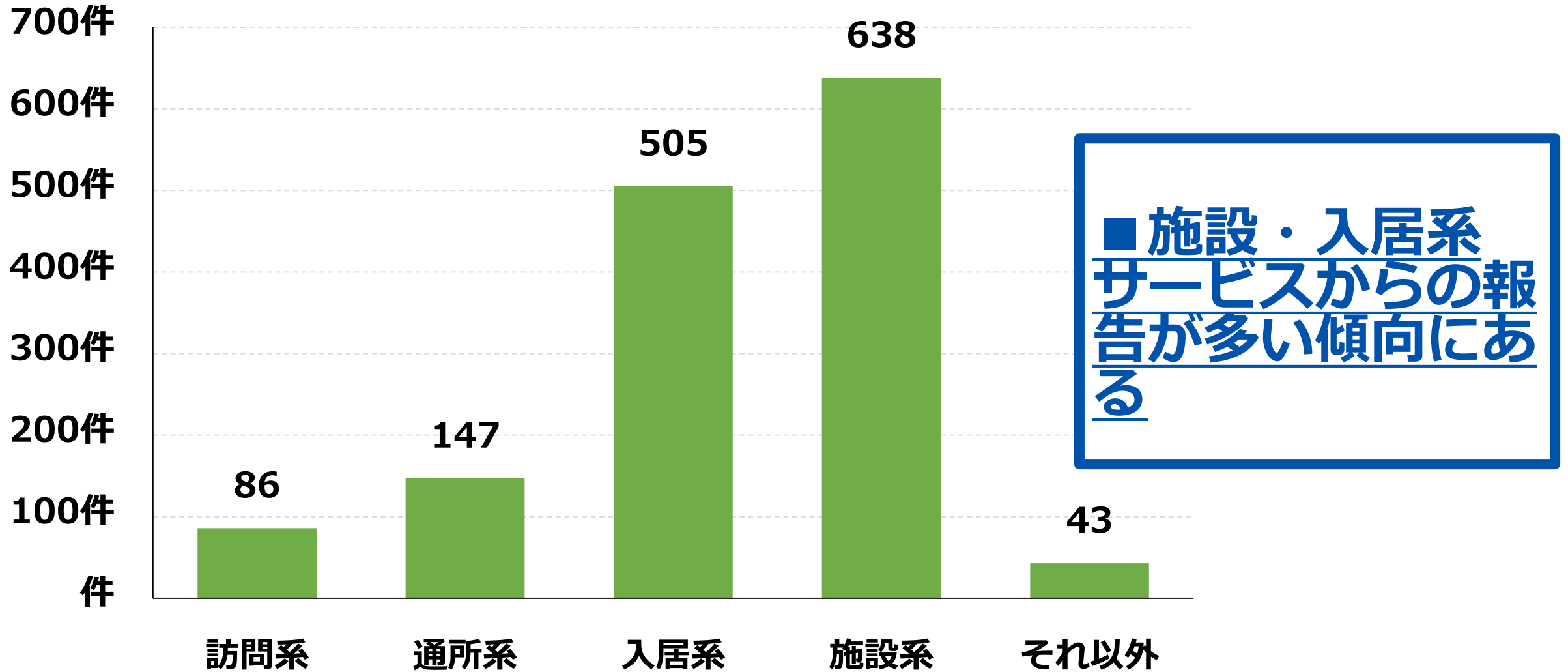
- ・ 居宅サービス事業所（予防含む）
- ・ 地域密着型サービス事業所（予防含む）
- ・ 介護保険施設 ・ 居宅介護支援事業所

# 事故報告届出件数



■ 5年間の  
総件数：  
1,532件

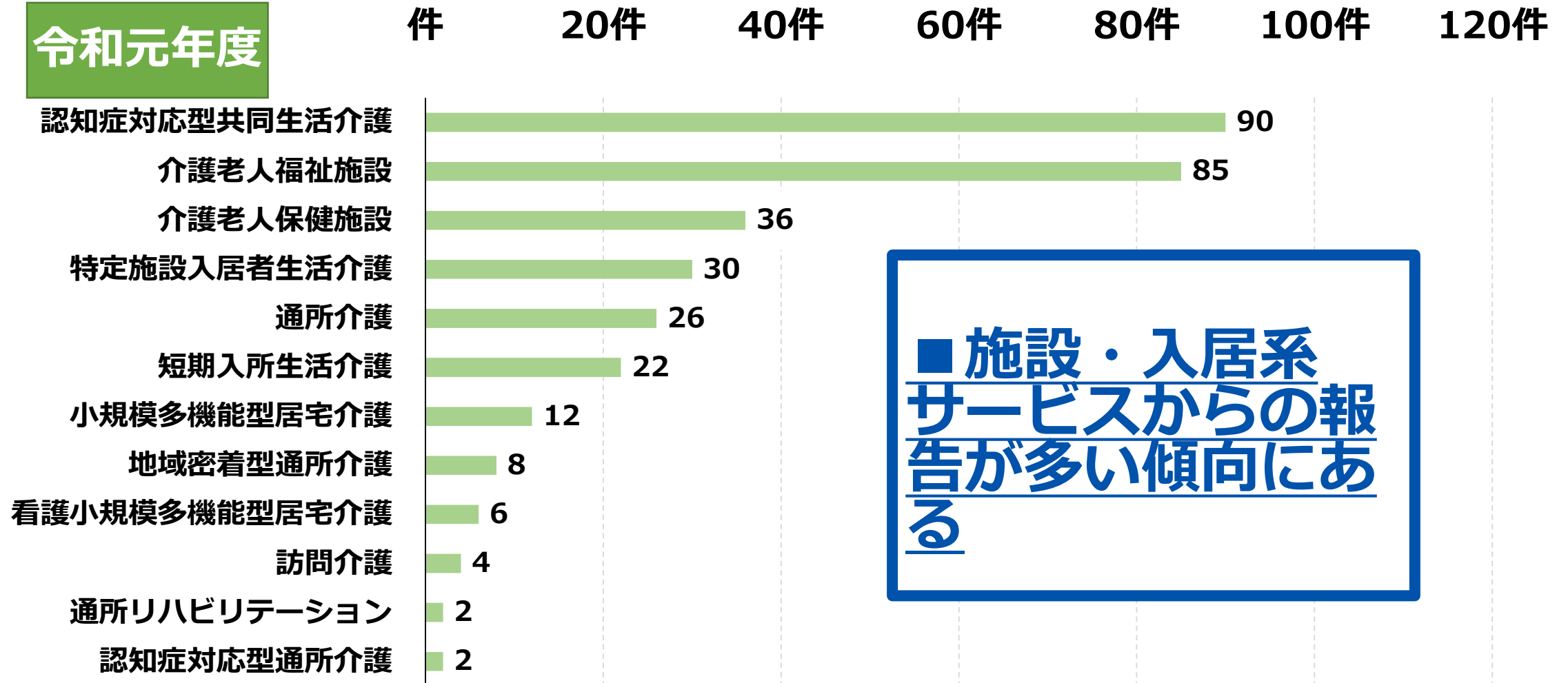
# 事故報告届出件数





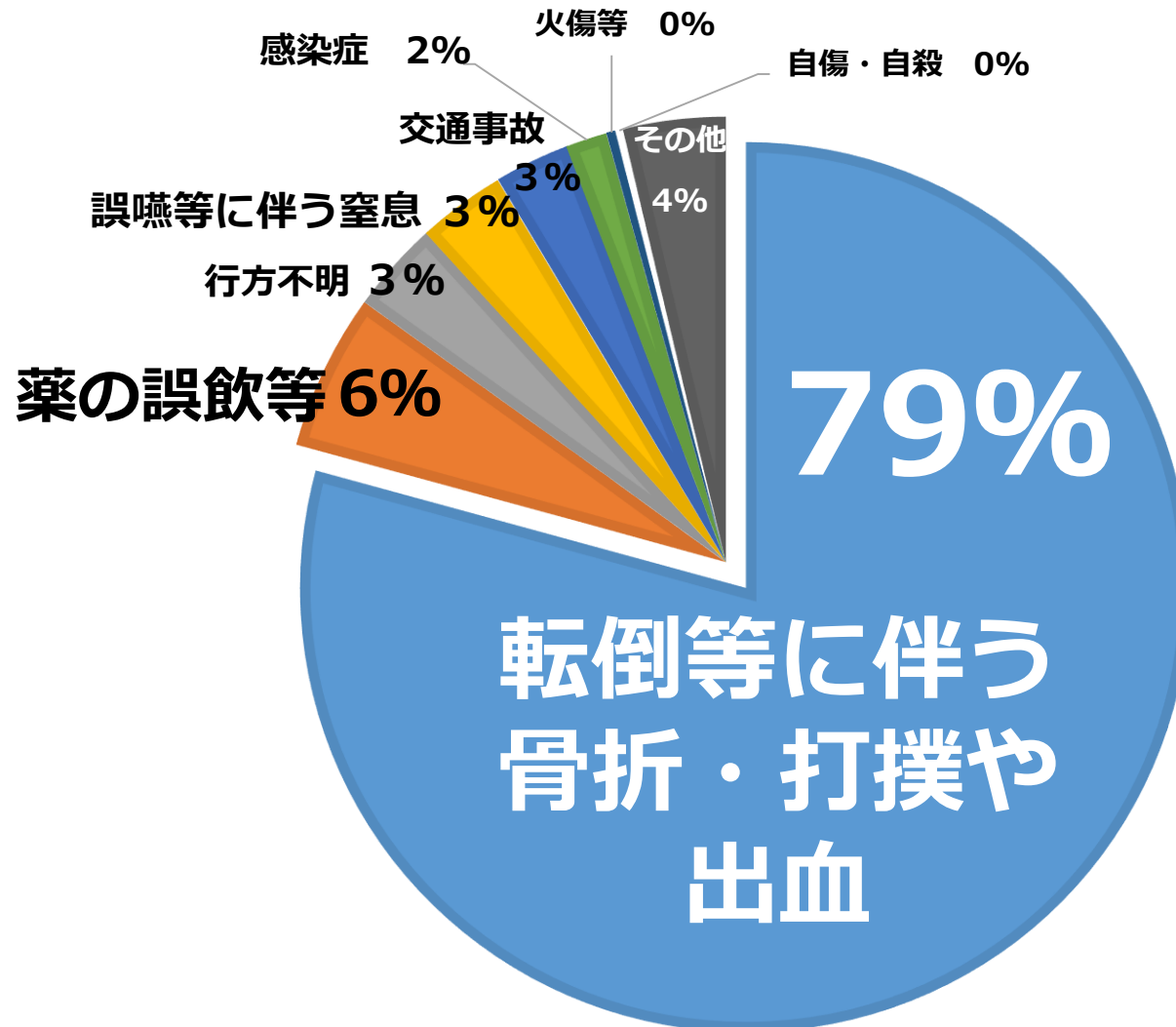
# サービス種類別事故報告届出件数

令和元年度



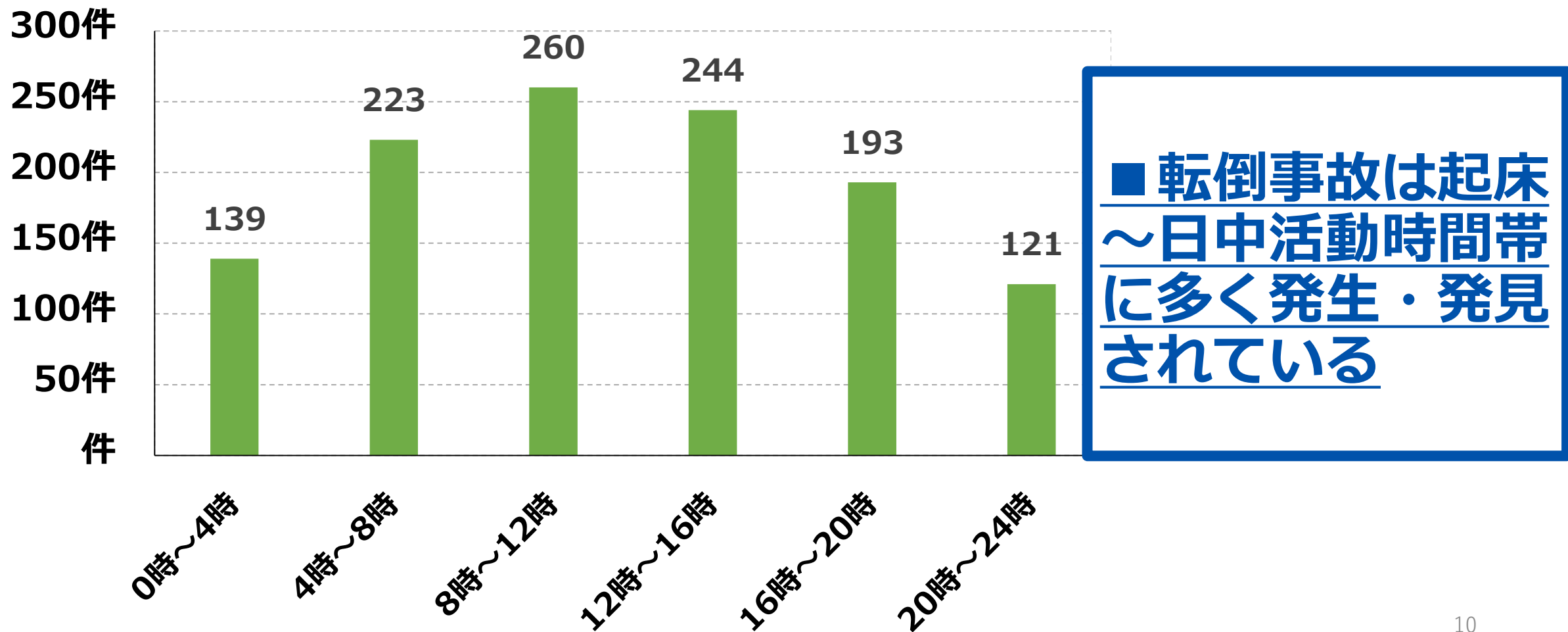
■ 施設・入居系  
サービスからの報告が多い傾向にある

# 事故内訳

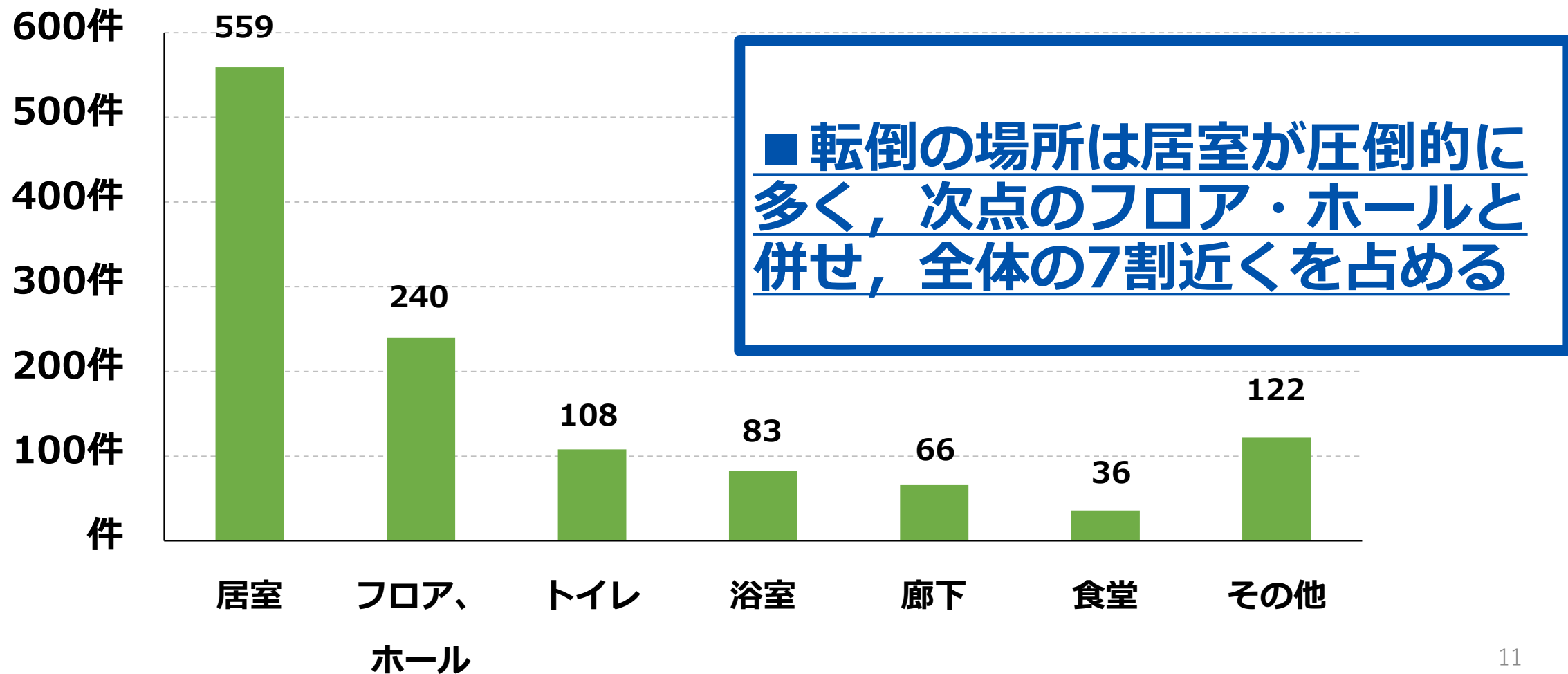


■ 「転倒等に伴う骨折・打撲や出血」が最多，次点で「薬の誤飲」が多い

# 介護施設における転倒事故時間帯



# 介護施設における転倒事故発生場所



# 事故報告の概要について



令和 4 年 2 月 1 5 日  
水戸市福祉部介護保険課